原発事故被災者
相双の会

NO. 4

発行日
2012 年８月７日
連絡先
國分富夫（会長代行）
住所
会津若松市堤町６－12
電話 090（2364）3613
メール
kokubunpi-su@hotmail.co.jp

夏本番

今年の夏は猛暑で熱中症が多発しています。避難をしている仮設住宅、借り上げ住宅は万全の対策がされていません。それだけ熱中症やその他の病気にかかり易いです。また先行きが見えない生活ですからストレスがたまります。出来るだけ多くの方々と鬱憤ばらしも必要です。

「相双の会」では皆さんからのご投稿お願いしています。悩み苦しみ、こんな事やってほしい等どんな事でも良いです。

今号は、アンケートの報告、7・24 東電の「賠償基準」批判、福島原発被災弁護団の現地調査の感想等多くあります。

―「相双の会」アンケート集約 ―

お互いに、本当につらいし、何とかしてほしいですね

2012 年６月 21 日原発事故被災者相双の会結成総会で皆さんにご協力いただいたアンケートの内容です。回収枚数 50 枚で、ほとんどが記名の回答をいただきましたが、お名前は伏せました。お互いに助け合って、できるところから解決に向け進んでゆきましょう。

１．ご家族について

避難について　（一家で避難　**22** 人　　一家別れて避難　**32** 人　　その他　**3** 人　）
お子さん　　（　有　**28** 人　　無し **13** 人）

２　今の時点で、一年後、どうしたいですか

今の居住地に住む　15 人　他府県に移る　1 人　　自宅に帰る　2 人　　未定　27 人

４．今困っていることは何ですか(複数回答)

住　宅　40 人　　医　療　27 人　　二重生活による負担増　41 人　　賠償問題　32 人
高齢者の交通手段など　10 人　　子供の学校　9 人　　行政サービス　24 人

＊上記回答のうち困っていることの 1 番目に挙げられたもの
住宅　13 人　　医療　3 人　　二重生活による負担増　12 人　　賠償問題　22 人
高齢者の交通手段など　2 人　　子供の学校　2 人　　行政サービス　5 人

いま困っていること　その他・具体的に

１、「娘の就職」
２、「借り上げ延長になってほしい」
３、「一日の生活のすごし方」
４、「避難が長くなると、年齢的に新たに仕事を探すのは、難しくなるので大変こまっています」
５、「仕事、定職につけず収入が減った」
６、「仕事について、今後今の生活がどうなるかわからないため、正社員での仕事は難しい。
７、「職安でも『長期間働ける方』と記入してある職場がほとんど」
８、「悩み(心、肉親の死亡等)心の支えが欲しいです。相談・サポートしてくれる場所の充実」
９、「この先いつまで避難を余儀なくされるのか、人としての最低限の生活を実現してもらいたい」
10、「生活費が足りない」
11、「少しでもさきの事が見たいです」
12、「高速の無料化を延長してほしい」
13、「警戒区域再編により、年間 20 ミリシーベルトは身体に影響がないとされ、でたらめなデータにより、何の補償もなく、浪江に戻されたら怖い。プルトニウムが飛んでいるところに、子供と帰るのが恐ろしい。放射能が世界で一番おそろしいと聞いて育ったので、低線量被爆さえ受け入れられない」
14、「生活」
15、「次から次へと悪いところが出てきて困りますが老人としてかたづけられては困ります。ここに来て悪くなったのです」
16、「行政サービスの不公平。小高の家の管理」
17、「知人友人が近くにいないので毎日が淋しい」
18、「部屋が狭い処なので早く広い処に移動したい。出来ればいわき方面」
19、「できるならば浪江に帰ってお墓を直して、浪江に住みたい」

20、「死にたい…　殺して」
21、「二重生活なので孫達の顔が毎日見られない」
22、今は大熊町に嫁いだ娘夫婦に世話になっている。

５．賠償問題で弁護士などの説明会を希望しますか

（はい　**30 人**　いいえ　**9 人**　）

６．その他、何でもお書き下さい

１、「いろいろ問題がありすぎてすべて全てが問題です」
２、「娘の就職にあたって、今の住まいの不便さ、その他色々、方向性定まらず…問題山積み」
３、「将来の自分を考えることができない」
４、「家族が一緒に住めるようになれば良い」
５、「車の賠償請求をしましたが仮払い補償金を差し引いて 0 回答が来たので合意をせず。数日後合意を催促する電話が毎日のようにあり、一切電話に出なかったら文書が届き、合意しないと本賠償ができないとの文書が届き、怒りがこみ上げた。被害者に向き合う態度が見られない」
６、「将来の方向性が見えず(住居、健康面経済面)、前に一歩も進めない。避難中に母を亡くし喪失感に今でも立ち直ることができません」
７、「今は何とか生活しているが…今後の事が一番困ること」
８、「高速道路の無料化の継続、補償の継続、除染、借り上げ住宅の延長」
９、「家の前の倉庫に乾物いっぱい入ってくさっています。匂いがくさくて入れません。どうにかしてもらいたいです」
10、「原町区の解除は早すぎたのでは…　何の解決(原発)もしていないのに、とギモンばっかりです」
11、「なぜ、小高区解除になったのか？　まだまだ放射能が高いのに決定したことを残念です」
12、「東京電力社員全員の財産を差し押さえ、無一文にさせ、仕事もうばってやる。住む場所、帰る場所をなくし、福島原発周辺の線量が高いのに帰還できるとされた土地に集団で、東電社員を住ませ、低線量被爆が本当に人体に影響がないのか、身をもって実証させる。東電社員の子供も関係なく、その土地に住むのだ！　私たち、原発被害者は、これから先、一生この生活をさせられ、恨み苦しみにより、運命をのろいながら生きなくてはいけない。こんな人生を送るために生まれてきたのではないのに…。幸せになるために行きたい。東電の元社長、清水は、のうのうと暮らしているのか…にくい。東電にもっと苦しみを与えなくては、賠償は進まないと思います。私たちをバカにし、給料 up,ボーナス up は、すぐに決まったのに、私たちの賠償は今年 2 月までで stop している。国からの支援金が東電社員さんのお給料に回ったのでしょう…。本当におそろしい、おそろしい。」

13、「分かることばで説明してください。東電に誠意がない。なめきっている」
14、「賠償問題の重点項目は、精神的損害の解決です」
15、「現在弁護士と話し中」
16、「帰宅が自由にできるようにしていただきたい」
17、「家の建て替えについて」
18、「いつまでこんな生活を…考えると身体がおかしくなる。悪いところばかり出て来る。風邪すれば一か月かかり、鼻炎、腸と医者にかかり通し」
19、「これからの生活が元の生活が出来る様、早く決めてほしい」
20、「浪江町等の情報が少ない。賠償について、具体的・詳細な説明書等が欲しい(東電・国作成とは別の)」
21、「早く一切の賠償をしてほしい」
22、「家族間の交通費を」
23、「浪江町から避難中の際、津島に車を置いてきましたが、20 キロ圏外で賠償されませんでした。私のような人はいませんか。本当にくやしい限りです」
24、「今は大熊に嫁いだ娘夫婦に世話になっているので、生活・交通には困っていない。一番不安なのはいつか自宅に(小高)戻れるようになってからの生活です。息子・孫たちとはバラバラになってしまい、息子に食べさせてもらっていたが、その息子はもう離れてしまった」
25,「除染、インフラ等で、もとの生活に戻るのは難しいと思う。でも希望をもって何とか生活をして行くしかないな」
26、一番不安なのは何時か自宅（小高）に戻れるようになってからの生活です。

息子、孫達とはバラバラになってしまい、息子達に食べさせてもらっていたがその息子は離れてしまった。

京大研究者による放射線状況調査行われる

7 月 10 日、京都大学原子炉研究所の今中、林両助教授、環境ジャーナリストの小沢さんなどが小高区の調査に入りました。空間線量測定と土壌サンプルの検査(3 か所で採取した土壌を研究室に持ち帰りガンマ線分析)をしました。

その結果、毎時で四つ栗の路上 3.5μSv、草地 4.7μSv、杉林 4.5μSv など、土壌は川房西畑で㎡あたり 1400 ㌔ベクレルなど、帰還は困難な値が多く出ました。

政府と東電の財物賠償基準示される

政府は 7 月 20 日原発事故の避難区域見直しに伴う土地や家屋、家財などの財物の賠償基準を発表し、同様の内容で東電が「賠償基準」を 24 日に公表しました。

こんなことで賠償と言えるのか「生活再建」とは次の見通しの出来る状態にすることではないのか、被災者の意見も聞かずに、加害者が決めるそのものが間違っている。

みんなで話し合い「当たり前ことを当たり前に」賠償請求すべきです。
詳しくは、米倉勉弁護士の話を読んでください。

新たな「原発事故賠償基準」を批判する

原発被害者弁護団幹事長・米倉　勉

はじめに

経産省の考え方に沿って東電が 7 月 24 日に発表した「賠償基準」では、これまで留保されてきた財物損害などについての基準が示された。避難者の生活再建のためには待ちに待ったものであるはずだが、懸念も大きい。土地や建物と精神的損害等を何年間分かまとめて先払いするという「包括請求方式」は、趣旨は正当であっても、避難区域の無理な「見直し・再編」に伴って示され、「これだけ支払えば、損害補償は全部完了」という「札束でゆさぶる」ものになると大問題だ。避難生活している方にとって、それなりのまとまった金額は、再出発の資金として期待したいのだが、不十分なものでしかない。しかも、清算条項を付して、これを東電から突き付けられたとき、避難者、被害者がどう受け止めるかが心配だ。

不合理で賠償切り下げの「避難地域見直し」

政府の指示する避難区域の見直しは、警戒区域を順次解除して、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域にわけ、順次帰還を想定する。7 月末時点では、飯舘、南相馬、田村、川内で実施されている。この新たな線引きに合理性があるのか、無理な解除と、それに伴う損害賠償の切り下げにならないか、注視したい。何よりも被害者個々人の意思が線引きによって無視されていいのか。

23 日に南相馬市小高区に入り調査したが、居住制限区域と解除準備区域の境では３～４μＳv, 制限区域に入れば８μＳv にもなり、解除準備区域でも少し林の方へ行くと数μSv というようなところがたくさんある。強いて線を引くなら安全のための余裕を十分取らねばならないが、そんなことができるような地形の入り組み方ではない。線を引いて「線の両側で損害賠償の差をつける」のは無理がある。

損害賠償を裁判で争うのは、こうした不合理を突破するためにも大事だ。ＡＤＲは国と東電の基準に基づいた和解という枠組みがあり、そのなかで被害者と弁護士は少しでも実情に合わせた賠償を求めがんばっているのだが、枠を超えるのは困難だ。裁判の場合は、加害者の示す基準(今回の地域の線引きも含む)に拘束されることはない。原賠審の基準も目安に過ぎず、法律ではないから強制

力はない。しかしそれなりの社会的検討を経て出されたものだから、裁判所に対しては影響力がある。まして、相当数の被害者がその基準に沿ってＡＤＲで和解し、賠償支払いの実績が重なるほど、影響は強まりうる。だからこそ、ＡＤＲの救済水準もできるだけ高くなるように努力してほしい。

裁判では、個々の被害者の実情が基準になる。どこに居住していたにせよ、被害をこうむった以上は、損害賠償を求められる。被害の実情と責任の重さをどのくらい丁寧に立証できるかが課題だ。被害者が団結し具体的に訴えをすることで、裁判所を動かすことはできる。

新たな基準の問題点

今回示された財物の損賠基準は、被災者には専門的な知識がないととても分かりにくい。いくつか例をあげよう。

①宅地　固定資産税評価額に係数 1.43 をかけて時価に近づけ賠償するという。1.43 という係数が妥当なものなのかどうか。職を求めて市街地に転居し、宅地を得ようとすれば、この金額で再出発ができるのか。山間部の土地は、財産的には極めて低く評価される。今後どこに新たな生活基盤を求めるかによっては、ほとんど意味がなくなりかねない。

「帰還困難区域」ならそれでも全額賠償されるが、「居住制限区域」と「避難準備解除区域」とされたところは、6 年を上限とし、避難指示期間の月数に比例した分だけを前払いで賠償するといもの。指示期間が短いほど、賠償水準を切り下げることになる。ここが、被害者の心情からしてもっとも納得のいかないところだと思う。線量が下がったから戻っていいといわれても、まだ子供や孫を連れて戻ることは出来ないという判断が無視されかねない。数百メートル行くと高線量という地域で「安全」な自宅に閉じこもって生活できるわけではない。それなのにあなたのところは 6 年の期間の内 2 年で避難指示は解除するのだから、残りの 4 年分は賠償しませんと言われて納得できる人はどれくらいいるのか。まして 6 年分満額でも十分ではないのに。

②建物　賠償額は築年数によって下限 20%まで減価していく。交通事故で車が壊れた時、中古車の価格で賠償する考え方だ。交通事故ならお互い様もあるが原発事故は一方的なものだ。現実的にも、予算どおりに廉価な中古住宅が得られるとは思えない。いわき市などは、今後地

■避難指示区域内の財物に対する賠償額（個人）

賠償の対象	帰還困難区域	居住制限区域・避難指示解除準備区域
宅地	固定資産税評価額×宅地係数（1.43）	[左記金額]×避難指示期間割合（ｎカ月／72カ月）
建物（ａ）～（ｃ）から選択	（ａ）固定資産税評価額×建物係数	[左記金額]×避難指示期間割合（ｎカ月／72カ月）
	（ｂ）平均新築単価を基礎にした単価×床面積	[左記金額]×避難指示期間割合（ｎカ月／72カ月）
	（ｃ）個別評価　※上記算定方式によれない場合に実施	
修復費用など	床面積×単価（14,000円／㎡）	
家財	対象区域ごとに世帯人数・家族構成に応じた定額（＊１）	

■家財に対する賠償額（＊1）

		子供の人数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
大人の人数	1人	325(245)	575(430)	615(460)	655(490)	695(520)	735(550)
	2人	595(445)	635(475)	675(505)	715(535)	755(565)	795(595)
	3人	655(490)	695(520)	735(550)	775(580)	815(610)	855(640)
	4人	715(535)	755(565)	795(595)	835(625)	875(655)	915(685)
	5人	775(580)	815(610)	855(640)	895(670)	935(700)	975(730)

[単位は万円。カッコ外は「帰還困難区域」、カッコ内は「居住制限区域・避難指示解除準備区域」の金額]

■包括請求方式による賠償（個人）

	帰還困難区域	居住制限区域	避難指示解除準備区域
精神的損害（避難に伴う生活費の増分を含む）	600万円（12年6月1日～17年5月31日分）	240万円（12年6月1日～14年5月31日分）	120万円（12年6月1日～13年5月31日分）
就労不能損害	12年6月1日～14年2月28日の賠償額（算定には「特別の努力」を反映）		
避難・帰宅に係る費用	12年6月1日～17年5月31日の賠償額	12年6月1日～14年5月31日の賠償額	12年6月1日～13年5月31日の賠償額

[避難指示区域内などで営業や勤務して得た収入は「特別の努力」によるものとみなし、賠償額から控除しない]

参考資料「朝日新聞」7 月 25 日付

価高騰が予想されている。

③精神的損害　精神的損害も「包括請求方式」で一括前払いする。だいたい月額一人10万円がおかしい。それは不便な避難生活への精神的賠償であって、故郷に戻れないという状態への慰謝料ではない。しかも「帰還困難区域」ですら600万円(5年分)といのは「5年間で終わり」を意図しているのだろう。「解除準備区域」は240万円（2年分）しか予定していない。東電の希望はここで終わりとしたいのだろう。

放射能への不安は個人で受けとめがちがうのはしかたないことだ。低線量被曝の影響は解明されていないし、長期間かけないとわからないのだから。それを自分や子供の人生にとってどの程度の危険としてみるかは、それぞれの判断で幅があってあたりまえだ。原発被害とはそういう性質の被害なのに、一律にあと2年、3年と区切るのが不合理なのだ。

東電のねらいをはねのけよう

このように全く不十分な基準だが、「居住制限区域」だと、精神的損賠の前払いは4人家族だと960万円、宅地と建物と合わせて2000万近くとなる。2年間ずっと仮設などで仕事もなくジリジリしていた被害者、新生活をスタートさせたいと切実に願う人たち、疲弊しきっている家族に,「一括して払うから、これでハンコを押せ」と迫るつもりだろう。このまま10万円づつもらって人生を空費させるより、と思ってしまうだろう。

被害者がバラバラで思い悩んでいると、東電の意図が勝ってしまう。悩みを出し合い相談し、お互いに励ましあって対抗していかねばならない。

相双地域の皆さんの損害賠償の要求は、すでに100人以上の請求書を東電に提出し、数回の自主交渉を重ねた。合意できる要求は清算条項を付さないで支払わせ、和解できない部分は集団訴訟をすることになる。今回の基準で、不当な水準の和解を強いられないように、なおさら裁判は大事になってきた。皆さんとともに頑張りたい。

最後に、皆さんの頑張りが、わずかの見舞金で放置されている大勢の「自主避難」者、放射能の不安に怯えながら補償されない大多数の県民の要求実現にも大きな役割を果たすことを訴えます。

2012年8月3日

現地をこの目で見て　―弁護士さんの感想―

7月23日、私たちの相談に乗っていただいている福島原発被害弁護団の弁護士さん6人が、小高区の現地調査に入りました。その感想が寄せられましたので紹介します。

どの選択もなやましい

弁護士　市野綾子

本年7月23日、おだか会の國分富夫さんに、南相馬市小高区及びその周辺地域を案内していただきました。放射線量を計測しながら福島市から避難指示解除準備区域を移動して回りました。あれから、福島県民の方々がどんな気持ちで県内で日常を過ごされているのだろうかと考えない日はありません。

福島市内を移動する車の中でも、東京都内の8倍前後の放射線量が計測されました。直ちに健康への影響はないと思いますが、線量は低いに越したこと

はありません。それでも皆さん、様々なご事情があって、県内で生活されているのだと思います。
　小高区をはじめ南相馬市内は自然が豊かで町並みもきれいでした。様々な知恵や努力を重ねてお一人お一人の生活、地域社会を作り上げてきたのだと思います。放射線さえなければ、そんな生活を元通りに修復して、（國分さんであれば）ニホンミツバチを飼育して蜜を収穫することもできたはずです。
　故郷に戻りたくても戻れない方。あるいは戻らない方。県外に出たいけど出られない方。あるいはあえて留まる方。どの選択にもすべてもっともなご事情があります。どの選択をとった方々も、県内で生活することのリスクや、放射能で汚染されてしまった故郷をどうすべきか、悩まれているのだと思います。やはり国と東電の法的責任を認めさせること、そして原発なき社会を早急に実現することは最重要課題であるとつくづく思います。

「いるはずのところに人がいない」恐ろしさ

弁護士　笹山　尚人

　福島原発被害弁護団から、米倉幹事長をはじめ６名、そのほか支援者の中央大学の平野准教授が参加しての現地視察となりました。私にとっては、被災地の状況を実際に目にするのは初めてのことでした。私は、街の様子に衝撃を受けました。時が止まったかのように、いつそこから人が出てきてもおかしくない街の状態は残されたままです。ですが、街はぞっとするくらい、何とも言えない寂しさを醸し出していました。それは、２０キロ圏外に出たとたん、街が急に生気を持った状態になり、一層はっきり感じました。「いるはずのところに人がいない」ということが、こんなに恐ろしいとは思いませんでした。つくづく、人間の社会は、街と、家と、人間とが入り交じって初めて形をなすのだと思いました。そして、そんな社会から、突然、無理矢理に、被害者のみなさんを引き離したことが、最大の被害なのだ、と感じました。現場に来て、初めて知ることができたことです。　今回ご案内していただいた、國分さん、高野さんご夫妻に厚く御礼申し上げます。

損害賠償裁判「原発被災者相双原告団」発足しました

　８月７日に総勢 38 人で原告団を発足させました。
　これから第 2 次、第 3 次の訴訟を予定します。参加されたい方は遠慮なくご相談ください。
詳しくは「相双の会会報」で報告します。

役員　原告団長　國分富夫、　副団長　青田利幸、　事務長　高野豊光